

船舶戦争保険航路定限（世界水域）

（令和 8 年 8 月 12 日改正）

第 1 条 一般世界水域。ただし、次に掲げる国の領海、港津および水域（別段の規定がある場合を除き、沖合い施設および沿岸から 12 哩までの隣接水域等を含みます。）を除きます。

- (A) Nigeria
- (B) Benin
- (C) Togo
- (D) Gulf of Guinea

ただし、下記(a)～(c)の点を結び囲まれた水域にかぎります。

- (a)Togo 沿岸の北緯 6 度 6 分 45 秒、東経 1 度 12 分
- (b)公海の南緯 0 度 40 分、東経 3 度
- (c) Cape Lopez Peninsula, Gabon の南緯 0 度 40 分、東経 8 度 42 分

ただし、沿岸から 30 哩を超えて通航する場合は、積荷、貯蔵品の積み降ろしまたは人員の乗下船もしくは同様の目的で、上記水域内の港や場所への寄航または通航の中断を行わないかぎり、適用しません。

- (E) Somalia
- (F) Syria
- (G) Iraq

ただし、Al Basra (旧 Mina al Bakr)、Khor al-Amaya、その他、国際的に他国と認識されている水域を除く、沿岸から 12 哩を超えて 50 哩未満のイラクの offshore oil terminals への寄航を含みます。

- (H)(a) Saudi Arabia (Gulf coast)
- (b) Saudi Arabia (Red Sea coast)
- (I) Israel
- (J) Lebanon
- (K) Yemen

ただし、同国が領海として主張する水域を通航する場合でも、積荷、貯蔵品の積み降ろしまたは人員の乗下船もしくは同様の目的で、水域内の港や場所への寄航または通航の中断を行わないかぎり、適用しません。

- (L) Eritrea
- (M) Persian/Arabian Gulf, Gulf of Oman, Indian Ocean, Gulf of Aden and Southern Red Sea

ただし、下記の点を結び囲まれた水域にかぎります。

M(i)について、下記(a)～(d)の点を結び囲まれた水域

- (a)北緯 18 度以南
- (b)北緯 25 度 30 分以南（エジプトの領海を除く）の紅海
- (c)東経 65 度以西
- (d)北緯 10 度 48 分以上

M(ii)について、下記(a)～(b)の点を結び囲まれた水域

- (a)北緯 10 度 48 分以南
- (b)ソマリア国境の南緯 1 度 40 分、東経 41 度 34 分から公海の南緯 6 度 45 分、東経 48 度 45 分と北緯 10 度 48 分、東経 60 度 15 分を結ぶ線

- (N) Venezuela

本土沿岸から 200 哩以内の同国排他的経済水域内にある沖合い施設への寄航を含みます。

ただし、

(1) 上記水域内にあって、同国に属さない島、属領または国の領海 12 哩以内にある施設を含みません。

(2) 積荷、貯蔵品の積み降ろしまたは人員の乗下船もしくは同様の目的で、上記水域内の港や場所への寄航または通航の中断を行わないかぎり、適用しません。

(O) Iran

(P) Libya

(R) Oman

(S) Persian/Arabian Gulf, Gulf of Oman, Indian Ocean, Gulf of Aden and Southern Red Sea

ただし、下記(a)～(b)の点を結び囲まれた水域にかぎります。

(a) 北緯 18 度以北

(b) 東経 65 度以西

(T) United Arab Emirates

(U) Cabo Delgado (Northern area of Mozambique and Southern area of Tanzania)

下記(a)～(d)に囲まれたモザンビークとタンザニアの近隣水域

(a) ムナジ湾の南緯 10 度 19.6 分、東経 40 度 18.9 分

(b) 公海の南緯 10 度 10.3 分、東経 40 度 34.44 分

(c) ルリオ湾の南緯 13 度 30 分、東経 40 度 31.6 分

(d) 公海の南緯 13 度 29.97 分、東経 40 度 49.7 分

(V) Europe

ただし、下記(1)～(4)で定義する水域に限る。

(1) 下記 (a) ～ (e) により囲まれたアゾフ海/黒海の水域

(a) ウクライナ/ルーマニア国境の北緯 45 度 10.858 分、

東経 29 度 45.929 分から公海の北緯 45 度 11.235 分、東経 29 度 51.140 分を結ぶ線

(b) 公海の北緯 45 度 11.474 分、東経 29 度 59.563 分から公海の北緯 45 度 5.354 分、

東経 30 度 2.408 分を結ぶ線

(c) 公海の北緯 44 度 46.625 分、東経 30 度 58.722 分から公海の北緯 44 度 44.244 分、

東経 31 度 10.497 分を結ぶ線

(d) 公海の北緯 44 度 2.877 分、東経 31 度 24.602 分から公海の北緯 43 度 27.091 分、

東経 31 度 19.954 分を結ぶ線

(e) ロシア/ジョージア国境の北緯 43 度 23.126 分、東経 40 度 0.599 分

(2) ウクライナの内陸水域全域（クリミア半島およびその他のロシア占領下にあるウクライナの内陸水域を含む。）

(3) ロシアの内陸水域のうち、下記 (a) ～ (b) の地域に該当する箇所

(a) ドン川（アゾフ海に面する河口から東経 41 度までの間）

(b) ドネツ川（ドン川との交点からウクライナとの国境までの間）

(4) 北緯 52 度 30 分以南のベラルーシの内陸水域

(W) Russia *

(*) ロシアが主権を主張している千島列島の一部を含みます。

ただし、宗谷海峡およびロシアが主権を主張している千島列島沿岸 12 哩以内の水域を通航する船舶については、積荷、貯蔵品の積み降ろしまたは人員の乗下船もしくは同種の目的で、上記水域内の港や場所への寄港または通航の中断を行わないかぎり、除外水域として扱いません。

(X) Sudan

(Y) Guyana

ただし、領海を越えた同国排他的経済水域内における沖合い施設へ寄航する場合のみに適用します。

(Z) Bahrain

(AA) Djibouti

(BB) Kuwait

(CC) Qatar

第2条 前条に掲げる除外水域のうち、(V) および (W) については、当会社はいかなる場合も、その範囲における保険の引受を行いません。